

アスファルト舗装工事における 施工体制の実態調査と技術審査基準（案）

国土交通省近畿地方整備局企画部 技術開発調整官

いとう としかず
伊藤 利和



はじめに

アスファルト舗装工事については、近年建設業法違反事案が発生するなど、その施工体制に課題があるとの指摘があり、学識経験者、発注者、施工者で構成される「アスファルト舗装工事施工体制研究会」において望ましい施工体制とその実現方策について検討され、平成14年4月に提言が出されたところです。さらに、この提言を受けて、通達「アスファルト舗装工事における指名競争入札方式の手続き等について」（平成14年7月12日付け）（以下、「通達」という）が出されました。

通達によると、「アスファルト舗装工事」（道路改良工事等で舗装工を一部含むものは除く）を対象として、以下の取り組みを行うこととなっています。

- ① 指名にあたっての技術審査基準を作成する。
この技術審査基準は、実態調査の内容を踏まえて必要に応じて見直す。
- ② 所轄管内の「アスファルト舗装工事」登録業者を対象として、施工体制に関する実態調査を実施し、その内容を指名の審査に用いる。
- ③ 実態調査の結果を公表する。
- ④ 公募型指名競争入札および工事希望型指名競争入札における技術資料に、当該工事の施工体

制に関する事項を含めることができる。

- ⑤ 性能規定方式，総合評価落札方式を積極的に活用する。
 - ⑥ 工事の平準化に努める。
- これらの具体的な取り組みのうち，ここでは，近畿地方整備局における取り組みとして，特に①②④に関する部分を紹介します。



施工体制の実態調査

近畿地方整備局においては、平成15、16年度有資格業者資格申請（以下、「資格申請」という）と併せて施工体制の実態調査を行いました。

(1) 調査期間

調査票の配布・回収は資格申請の期間に合わせて、平成14年12月2日から平成15年1月31日まで（持参の場合）としていましたが、回収率が上がらず、回収期限を平成15年2月28日まで延ばしました。また、資格申請のインターネット受付業者等にあっては、本調査の周知が不十分であったことから、2月末時点で調査票未提出の社に対して、調査票の提出意思確認のはがきを送付するとともに、提出する意思のある社に対しては、平成15年3月20日まで調査票の受付期間を延長しました。

(2) 調査内容

実態調査は、配布した調査票に沿って回答していただく方式をとりました。調査票そのものについては全15ページに及ぶことから本稿では割愛させていただきますが、調査項目のみ下記に示しておきます。

調査項目0：調査基準日

調査項目1：会社名等

調査項目2：近畿管内の本支店等の所在地

調査項目3：自社雇用の技術者の資格と人数

調査項目4：自社雇用の舗装工事に係る業者数

調査項目5：主要機械の保有台数

調査項目6：アスファルト合材プラント数

調査項目7：協力会社体制

調査項目8：作業拠点の所在地，常駐人数，機械の配備状況

調査項目9：ISO9000シリーズの取得状況

調査票については、近畿地方整備局のホームページに掲載されていますのでご参照ください。

(3) 調査票の集計状況

平成15年2月28日までに提出のあった、1,341社について一次集計すると、次のようになりました。下位の等級ほど回収率は悪くなっています。

A等級業者	33社（100%）
B等級業者	268社（68%）
C等級業者	927社（33%）
小計	1,228社（38%）
記載内容確認中	113社
計	1,341社

ここで、カッコ内の率は、平成15、16年度有資格業者の登録業者に対する率を示します。記載内容確認中の社については、内容の確認ができ次第順次データに加えていく予定です。

また、平成15年3月20日までに追加で提出を受け付けた調査票については、本稿執筆現在で集計中ではありますが、全体数としては上記の業者数に約740社程度追加される状況となっています。内訳としてはC等級業者の追加が多くなると考えられます。

(4) 調査結果の概要

平成15年2月28日までに提出のあった一次集計

(1,228社)について、調査項目別に分析すると図1～4のようになりました。

① 自社雇用の技術者数（近畿管内）

A等級業者における1級舗装施工管理技術者の雇用がB,C等級に比べて非常に多いことがわかります。また、図に示していませんが、府県別の雇用状況は、1・2級合わせて最も多い府県は大阪府で、総数はA等級349人（A等級の全雇用技術者数の52%）、B等級436人（B等級の全雇用技術者数の37%）、C等級482人（C等級の全雇用技術者数の32%）となりました。

② 自社雇用の技能者数（近畿管内）

A等級の技能者数は、B、C等級に比べて技術者数で示すほど大きな差はなく、下請化が進んでいるものと思われます。また、図に示していませんが、府県別の雇用状況は、A等級では京都府が最も多く総数は91人（A等級の全雇用技能者数の31%）、B等級では大阪府が最も多く総数は540人（B等級の全雇用技能者数の33%）、C等級では兵庫県が最も多く総数は1,025人（C等級の全雇用技能者数の33%）となりました。

③ 主要機械（アスファルトフィニッシャー）の保有状況（近畿管内）

アスファルトフィニッシャーの保有台数は平均で2台前後という結果となりました。保有率については、A等級、B等級については50%前後となっていますが、C等級が34%と低くなっています。また、図に示していませんが、府県別の保有台数は、A等級では大阪府が最も多く総台数は19台（A等級の全保有台数の36%）、B等級、C等級では兵庫県が最も多く総台数はそれぞれ61台（B等級の全保有台数の25%）、145台（C等級の全保有台数の33%）となりました。

④ ISO9000シリーズの取得状況

ISO9000シリーズの取得率については、A等級、B等級については50%以上の取得率になっていますが、C等級では非常に低くなっています。



アスファルト舗装技術審査基準（案）の作成とその適用

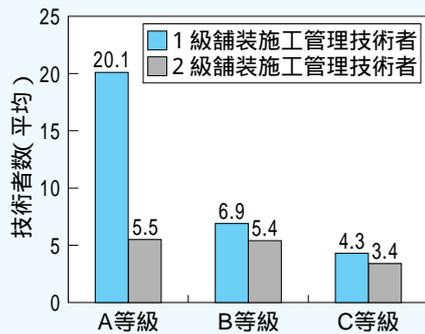


図 1 自社雇用の技術者数（近畿管内）

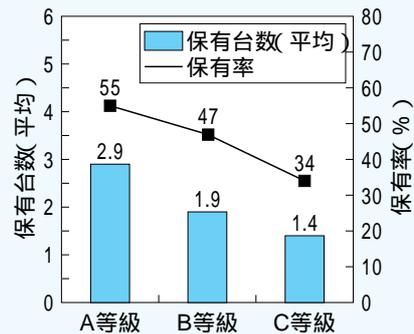


図 3 アスファルトフィニッシャー保有台数と保有率

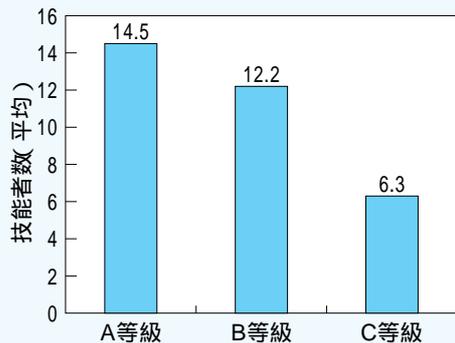


図 2 自社雇用の技能者数（近畿管内）

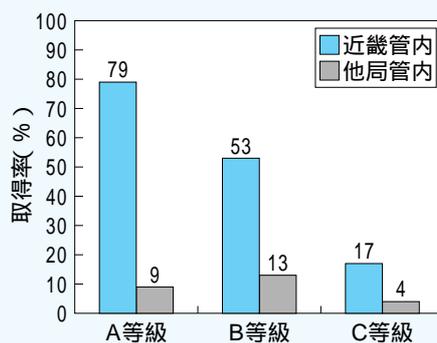


図 4 ISO9000シリーズの取得状況

アスファルト舗装工事の指名にあたっての技術審査については、施工体制の評価を考慮した技術審査基準（案）（以下、「AS技術審査基準（案）」という）を作成し、通常の技術審査基準（以下、単に「技術審査基準」という）に加えて用いることとし、平成15年1月15日に公表しました。

AS技術審査基準（案）は、公募型指名競争入札方式、工事希望型指名競争入札方式について適用することとし、評価項目と内容は以下に示すとおりです。

① 施工体制

アスファルト舗装工事施工体制研究会の提言にある、望ましい施工体制として「直営施工であれば問題が少ない」の趣旨に沿って、業者から提出のあった施工体制の内容から、直営 連結子会社 協力会社の順に評価を行うこととしています。

② 技術者の資格

品質確保の観点から、高い技術力を有する企業に対しては評価を高くすることを考慮し、配置予定技術者の資格を指標としました。主任（または

監理）技術者以外の元請け配置技術者のうち、1級舗装施工管理技術の資格を有する者の数が多いほど評価を高くすることとしています。また、工事希望型指名競争入札方式については、主任（または監理）技術者が1級舗装施工管理技術の資格を有する場合は、評価を高くすることとしています。

③ 技能者の経験

良質な品質と高い精度の確保には技能者の能力の良否が大きく作用するものであり、特にアスファルト混合物の敷き均しは高い技能を必要とすることから、フィニッシャー・オペレーターの経験年数を指標としました。評価は、経験年数が10年以上・10～5年・5年以下の3段階で行うこととしています。

AS技術審査基準（案）の公表を受けて、近畿地方整備局では、平成15年1月23日以降に掲示する公募型指名競争入札方式、工事希望型指名競争入札方式のアスファルト舗装工事について適用を開始しました。なお、通常指名競争のアスファル

